

# 令和2年第4回上三川町議会定例会会議録

令和2年6月8日（月）

## 1 目 目

（議案上程審議、質疑、討論、採決、選挙管理委員等の選挙）

令和2年6月8日～6月9日

町議会定例会会議録

令和2年6月8日第4回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記(総務係長) 渡邊由紀子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	住民課長	星野 和弘
地域生活課長	大山 光夫	健康福祉課長	梅沢 正春
子ども家庭課長	田仲 進壽	農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男
商工課長	枝 博信	都市建設課長	鶴見 幸一
建築課長	柴 光治	上下水道課長	川島 勝也
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

また、新型コロナウイルス感染防止のため別室にて待機していた者は、次のとおりである。

税務課長 海老原昌幸 会計管理者兼会計課長 保坂 文代

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2	会期の決定
日程第3	選挙管理委員の選挙
日程第4	選挙管理委員補充員の選挙
日程第5	報告第1号 令和元年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算報告について
日程第6	報告第2号 令和元年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算報告について
日程第7	報告第3号 令和元年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算報告について
日程第8	議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第9	議案第34号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10	議案第35号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	議案第36号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12	議案第37号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13	議案第38号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	議案第39号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15	議案第40号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	議案第41号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	議案第42号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18	議案第43号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19	議案第44号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第20	議案第45号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第21	議案第46号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第22	議案第47号 上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第23	議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第24	議案第49号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第25	議案第50号 上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
日程第26	議案第51号 財産の取得について
日程第27	議案第52号 工事請負契約の変更について（体育センター耐震補強・大規模改修工事）
日程第28	議案第53号 上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第29	議案第54号 上三川町国民健康保険条例の一部改正について
日程第30	議案第55号 上三川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第31	議案第56号 上三川町障害認定調査員設置条例の一部改正について
日程第32	議案第57号 上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第33	議案第58号 令和2年度上三川町一般会計補正予算（第3号）
日程第34	議案第59号 令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

午前10時00分 開議

○議長【石崎幸寛君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【石崎幸寛君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【石崎幸寛君】 ご着席ください。

令和2年第4回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定を初め、補正予算などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和2年第4回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、提出されています議案のうち、報告第2号の一部が、お手元の議案正誤表のとおりとなります。また、議案第58号が差し替えとなります。

次に、監査関係では、お手元に配付のとおり、例月現金出納検査結果が、令和2年3月分から令和2年5月分までの3か月分、提出されております。

また、組合議会関係では、令和2年第1回石橋地区消防組合議会定例会審査議決結果及び令和2年第1回及び第2回小山広域保健衛生組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、7番・海老原友子君、8番・稲川 洋君を指名いたします。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。10番・議会運営委員長、田村 稔君。

(10番・議会運営委員長 田村 稔君 登壇)

○10番・議会運営委員長【田村 稔君】 本日招集されました令和2年第4回町議会定例会の会期運営につきまして議長より諮問され、5月15日及び6月1日に議会運営委員会を開き協議をしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告3件、議案27件で、一般質問通告者については5人です。

会期につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、会期を短縮し、本日6月8日から明日までの2日間といたしました。

1日目の本日は、会期の決定後、執行部からの報告、議案の全てを上程し、人事案件につきましては、質疑、討論を省き、採決をお願いいたします。

また、議案第49号から議案第57号及び議案第58号、議案第59号の補正予算については、委員会付託を省き、提案理由説明後、全体質疑、討論を行い、採決をお願いいたします。

2日目は一般質問を行い、加えて、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、議案について採決をお願いいたします。一般質問は、くじで決定した順により5人が行い、2日目を最終日として議了したいと思います。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から明日までの2日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日までの2日間と決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第3、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、お手元に配付した名簿のとおり、こすげすみお小菅純夫君、うえのれいこ上野礼子君、よもぎたまさみ蓬田正美君、ふじたもりお藤田守夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました小菅純夫君、上野礼子君、蓬田正美君、藤田守夫君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第4、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員に、お手元に配付した名簿のとおり、第1順位、秋山幸君、第2順位、佐藤俊夫君、第3順位、北山正一君、第4順位、宇津木加代子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、秋山幸君、第2順位、佐藤俊夫君、第3順位、北山正一君、第4順位、宇津木加代子君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第5、報告第1号「令和元年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算報告について」から、日程第7、報告第3号「令和元年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算報告について」の3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第1号から報告第3号までを一括説明いたします。

報告第1号「令和元年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書」につきましては、地方自治法第212条第1項の規定に基づき、令和元年度一般会計予算において、体育センター改修事業を令和2年度に繰越したため、地方自治法施行例第145条第1項の規定により、報告するものでございます。金額は3,914万430円、財源は全額一般財源となり、令和元年度の年割額のうち、年度内の支出

に終わらなかったものについて、継続年度である令和2年度へ繰り越すものでございます。

次に、報告第2号「令和元年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書」につきましては、令和元年度一般会計予算のうち、繰越明許費として令和2年度に繰り越した経費について、地方自治法施行例第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。内容につきましては、第6款農林水産業費では、第1項農業費、持続的生産強化対策事業の繰越額が279万円、財源は全額国庫支出金でございます。同じく、第1項農業費、強い農業・担い手づくり総合支援事業の繰越額が243万7,000円、財源は、県支出金195万7,000円、一般財源48万円でございます。同じく、第1項農業費、豚コレラ対策事業の繰越額が233万7,000円、財源は全額一般財源でございます。

次に、第8款土木費では、第1項土木管理費、地籍調査事業の繰越額が1,500万円、財源は、県支出金1,095万円、一般財源405万円でございます。第2項道路橋梁費、道路維持事業の繰越額が554万4,000円、財源は全額一般財源でございます。同じく、第2項道路橋梁費、道路整備事業の繰越額が2億331万1,000円、財源は、国庫支出金7,796万円、地方債6,940万円、一般財源5,595万1,000円でございます。第3項河川費、河川事業の繰越額が2,629万円、財源は、地方債2,350万円、一般財源279万円でございます。第4項都市計画費、富士山地区市街地整備事業の繰越額が270万円、財源は全額一般財源でございます。同じく、第4項都市計画費、公園維持管理事業の繰越額が479万6,000円、財源は、国庫支出金150万円、地方債130万円、一般財源199万6,000円でございます。同じく、第4項都市計画費、公園通り整備事業の繰越額が5,000万円、財源は、国庫支出金2,150万円、地方債2,780万円、一般財源70万円でございます。

次に、第11款災害復旧費、第2項農林水産業施設災害復旧費、農地災害復旧事業の繰越額が1,504万8,000円、財源は、県支出金95万2,000円、地方債140万円、一般財源1,269万6,000円でございます。同じく、第2項農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業の繰越額が3,413万4,000円、財源は、県支出金9万5,000円、地方債700万円、一般財源2,703万9,000円でございます。第3項土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業の繰越額が53万9,000円、財源は、全額一般財源でございます。同じく、第3項土木施設災害復旧費、道路災害復旧事業の繰越額が494万円、財源は、国庫支出金187万円、地方債210万円、一般財源97万円でございます。

次に、報告第3号「令和元年度上三川町下水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、令和元年度下水道事業会計予算のうち、令和2年度に繰り越した経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものでございます。内容につきましては、第1款下水道事業支出では、第1項建設改良費、公共下水道事業の繰越額が9,584万3,000円、財源は、国庫支出金4,121万9,000円、企業債3,890万円、損益勘定留保資金1,572万4,000円でございます。同じく、第1項特定環境保全公共下水道事業の繰越額が2,499万円、財源は、国庫支出金1,249万5,000円、企業債1,120万円、損益勘定留保資金129万5,000円でございます。

以上で、報告第1号から報告第3号までの説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第1号から報告第3号につきましては、これをもって終わります。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第8、議案第33号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第33号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

固定資産評価審査委員3名のうち、このたび、委員の坂本佐栄重さかもと さいえいじゅう氏が、来る7月31日をもって任期満了となるため、同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

坂本氏は、これまで1期3年間、固定資産評価審査委員として、その豊富な経験と知識を発揮され、公平、中立的な立場から、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査などにご尽力いただきました。今後も、その高い識見と長年培われた経験を、本町の地方自治の進展に寄与いただけるものと考えております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては質疑、討論を省き直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認め、これから議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第33号は同意することに決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第9、議案第34号から、日程第22、議案第47号までの「上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の14議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第34号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、高山完治たかやま かんじ氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

高山氏につきましては、梁地内にお住まいで、令和2年3月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。



次に、議案第35号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、野沢<sup>のざわかずお</sup>一夫氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

野沢氏につきましては、多功地内にお住まいで、令和元年9月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第36号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、荒川<sup>あらかわひでまる</sup>日出磨氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案するものでございます。荒川氏につきましては、上三川地内にお住まいで、令和2年3月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第37号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、安保<sup>あほかつみ</sup>勝己氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

安保氏につきましては、西蓼沼町内にお住まいで、地元農業の担い手として農業を営んでおり、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第38号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、渡辺<sup>わたなべ おさむ</sup>修氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

渡辺氏につきましては、大山地内にお住まいで、農協委員、水利組合役員など様々な要職を歴任しており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第39号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、大島<sup>おおしまかみいち</sup>幹一氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

大島氏につきましては、石田地内にお住まいで、平成30年8月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第40号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、石濱<sup>いしはまふみのり</sup>文伯氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

石濱氏につきましては、西汗地内にお住まいで、令和2年3月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第41号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、石崎<sup>いしざき</sup> 弘<sup>ひろし</sup>氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

石崎氏につきましては、上文挾地内にお住まいで、平成28年11月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第42号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、角田<sup>かくたながこ</sup>永子氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

角田氏につきましては、下神主地内にお住まいの農業に従事されていない方で、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する利害関係を有しない方となります。県農業行政時代においては、農業の技術指導に当たっており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第43号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、増山<sup>ましやま</sup>トミ氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

増山氏につきましては、下神主地内にお住まいで、平成29年4月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第44号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、鶴見<sup>つるみとしこ</sup>利子氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

鶴見氏につきましては、上郷地内にお住まいで、令和2年3月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第45号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、馬場<sup>ばばとしこ</sup>敏子氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

馬場氏につきましては、上三川地内にお住まいで、長年にわたり農業に従事されており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第46号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、野口<sup>のぐちときお</sup>時男氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

野口氏につきましては、上蒲生地内にお住まいで、長年にわたり農業に従事されており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第47号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、上村康幸氏<sup>かみむらやすゆき</sup>を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

上村氏につきましては、多功地内にお住まいで、平成30年から農業に従事し、イチゴ栽培をされており、農業委員会委員として適任であると確信しております。

以上で農業委員会委員に係る説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第34号から議案第47号までについては、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから議案第34号から議案第47号までの「上三川町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、順次採決いたします。

初めに、議案第34号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第34号は同意することに決定いたしました。次に、議案第35号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第35号は同意することに決定いたしました。次に、議案第36号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第36号は同意することに決定いたしました。次に、議案第37号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第37号は同意することに決定いたしました。次に、議案第38号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第38号は同意することに決定いたしました。次に、議案第39号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第39号は同意することに決定いたしました。次に、議案第40号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第40号は同意することに決定いたしました。次に、議案第41号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第41号は同意することに決定いたしました。次に、議案第42号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第42号は同意することに決定いたしました。次に、議案第43号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第43号は同意することに決定いたしました。次に、議案第44号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第44号は同意することに決定いたしました。次に、議案第45号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第45号は同意することに決定いたしました。次に、議案第46号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第46号は同意することに決定いたしました。次に、議案第47号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第47号は同意することに決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第23、議案第48号「人権擁護委員候補者の申請につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第48号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明いたします。

本案件は、人権擁護委員法の規定に基づき、法務大臣に対し、人権擁護委員候補者の推薦をするため、議会の意見を聞くものでございます。現在、本町に配置されている6人の人権擁護委員のうち、平成29年10月に委嘱された稲見和正いなみかずまさ氏が、本年9月30日をもって任期満了となります。稲見氏におかれましては、この間、本町の人権相談、人権啓発活動等の各種活動にご尽力され、今後においても、その高い人格、識見等から、ご活躍いただけるものと期待することから、同氏を再推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第48号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第48号は、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第24、議案第49号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第49号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、新型コロナウイルス感染拡大に起因し、日本経済は大きく停滞しており、本町経済においても、同様の状況下でございます。こうした状況を踏まえ、町が実施する各種施策の財源の一端を捻出することを目的として、私を含め三役の給料月額を減額するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 期末手当は全額出るのかな。それとも減らした分だけの期末手当になるのかな。その辺のところを詳しく教えてください。執行部の答弁を求めます。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 今回の減額につきましては、給料のみの減額となっているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 他の自治体では、ボーナスまで出してるというようなことがあります。うちはそんなことはしないで、ただ隣町がやってんで、うちもやりましたっていうことで終わっちゃうのかな。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 先ほど答弁いたしましたように、今回の減額につきましては給料のみとなつてございますので、期末手当等の減額はございません。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第49号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第25、議案第50号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第50号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、国家公務員が、人事院規則において、妊娠した女性職員の母体及び胎児の健康保持のため、必要な休息や捕食の時間を取得できる旨、規定されております。国公準拠の観点から、同様の措置を設けるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第50号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第26、議案第51号「財産の取得について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第51号「財産の取得について」、ご説明いたします。

本案件は、消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新するもので、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして提案するものでございます。財産の種別、数量につきましては、消防ポンプ自動車2台でございます。取得予定価格は3,960万円で、契約の相手方は、宇都宮市の栃木県消防整備株式会社でございます。なお、5月19日に物品売買契約を締結いたしております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから採決いたします。

議案第51号「財産の取得について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第27、議案第52号「工事請負契約の変更について（体育センター耐震補強・大規模改修工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第52号「工事請負契約の変更について」、ご説明いたします。

このたびの契約の変更は、令和元年9月議会定例会において、議決いただきました体育センター耐震補強・大規模改修工事に係る工事請負契約の変更契約であり、3,335万2,000円の増額で、変更後契約額が4億8,152万5,000円となり、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に当たりますので上程するものでございます。

主な変更の内容は、仮設足場設置後の調査にて判明しました外壁及び内壁の経年劣化による不良箇所の補修の増工及び既存の鉄骨の設置状況の調査により、使用する鉄骨補強部材の形状変更等を行います。また、各室の使用用途を考慮し、空調機の設置を増工するため、請負契約額を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第52号「工事請負契約の変更について(体育センター耐震補強・大規模改修工事)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第28、議案第53号「上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第53号「上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川町体育センターの耐震補強・大規模改修工事に伴い、新設される施設及び設備の使用料の設定等を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第53号「上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を原案のとおり



決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。  
会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時59分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復しまして、会議を開きます。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第29、議案第54号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第54号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われることにより休業した被用者に対して傷病手当金を支給できるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 ただいま町長のほうから説明がありました、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金を支給できるよう、本条例の一部を改正するとありますが、この支給額についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 支給額という質問ですか、今。

○6番【志鳥勝則君】 そうです。手当金と書いてありますから。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

これは、ある程度計算方法があるんですが、今回につきましては、1人当たり、1日1万円、そして休業する期間がおおよそ20日間というふうに見込みまして、それを6名分ということで考えてございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。よろしいですか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、コロナの患者は6名ぐらいしか出ないという、今1名もいないんですね。もう中に持っている人がいるかいないか、PCR検査をしてないからわからないんですが、いなかからといってこんな悠長なことを言っていて、6名ではなくて、これが、例えば12名とか10名だと

か、クラスターが起きて、もっと出たときはどういうふうなことで処理するのか、説明してくれますか。

○議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回のこの支給対象者というのは、国民健康保険加入者のうちの被用者、会社などに勤めている方ということになります。その方が、会社がコロナウイルスに感染あるいは感染の疑いがあることにより休業してしまった場合に支給されるものですから、国民健康保険の保険者という、お勤めをしている方というものは、かなり少ないというふうに思われます。そういったことから。今のところ6人ということで見込んでます。ただ、この後ですね、もし、多くの方が出てしまった場合には当然、これは補正などをして、これ、国のほうからも財政の支援を受けられますので、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 勤めてる人は社会保険じゃないの。これは国民健康保険の話じゃないの。どっちなの。

○議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 一般的にですね、お勤めしてる方というのは、社会保険あるいは共済組合とかなるかと思います。ただ、中にはですね、従業員とかが少なく、1名とか2名とか、そういうことで国民健康保険でもお勤めになっている方がいるような会社がございます。そういった場合に傷病手当金が出るよということ、今回こういった条例改正となったものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 3回目なんで終わりにするけど、国民健康保険で勤めてる会社とかというのは、零細企業の下で、本当の個人企業に毛が生えたようなものでやってるわけだね。そこでなったときに、これだけで、6人で、もし、この上三川町にそのような状態をしてる会社はどのぐらいあると思う。こんな、10個20個の話じゃないのよ。大工さんだってそう、何だって国民保険でやってるわけだから。それが6名だっていう、そもそも危機管理がないんだよね。6人くらいですむんだからその予算をつけといて使い方を考えろなんてのは、執行部が考えることじゃないんじゃないの。あったときどうするのってことだよ。その時は補正でまた町長の専決でお金を出すんだって意味かな。答えてくれればもうそれでいいです。

○議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 もしそういった方がたくさんでしまったと、そういった場合には当然、補正で対応してまいりたい。それでその財源につきましては、その要件に当てはまるものについては全て国のほうから財政負担されますので、そういったもので対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第54号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第30、議案第55号「上三川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第55号「上三川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、町において行う事務に傷病手当金の受付事務が追加されることから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第55号「上三川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第31、議案第56号「上三川町障害認定調査員設置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第56号「上三川町障害認定調査員設置条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、障害認定調査員の任用要件を見直し、新たに社会福祉士及び介護福祉士の資格を有する者等も対象とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第56号「上三川町障害認定調査員設置条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第32、議案第57号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第57号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施主体が拡充され、拡充された実施主体の研修を修了した者も支援員として認めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第57号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第33、議案第58号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第3号）」及び日程第34、議案第59号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第58号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に起因する経済対策や新しい生活様式への対応を初めとした、当面する課題に速やかに対応するため、イベント事業の中止等による既存予算の組替え等を行うことで、今後の町政運営に配慮することとして編成したものでございます。また、先日の議員全員協議会にてご説明いたしました補正予算案について、高齢者等への感染症対策として、75歳以上の町民の皆様にはマスク50枚を支給するため、緊急に再編成いたしました。

歳入予算につきましては、国庫支出金で、学校のICT環境（GIGAスクール構想）整備事業等の増額補正と社会資本整備総合交付金の内示に伴う減額補正を、県支出金で、子ども・子育て支援事業費の増額補正を、寄附金で、一般寄附金の増額補正を、繰入金で、財政調整基金繰入金の増額補正を、諸収入で、自治宝くじ助成金の増額補正と中学生海外派遣事業の中止に伴う負担金の減額補正を、町債で、学校教育施設等整備事業及び道路新設改良事業の増額補正をいたします。

歳出予算につきましては、総務費で、特別職給与の減額補正と地域おこし協力隊事業人件費の増額補正を、民生費で、児童手当システム改修費及び幼児教育・保育の無償化に係る事務経費の増額補正を、衛生費で、高齢者等を対象にしたマスク支給に係る費用の増額補正を、商工費で、飲食店に対する助成金の増額補正を、土木費で、田川内水被害軽減対策事業に係る調査委託料の増額補正を、消防費で、避難所における感染症予防対策として、資器材の整備費及び自治会自主防災組織への助成金の増額補正を、教育費で、特別職給与の減額補正と学校のICT環境に係る費用及び学校給食配膳員の人件費などの増額補正をいたします。また、総務費、民生費、衛生費、商工費、土木費、消防費、教育費において、イベント事業の中止に伴う各種経費の減額補正をいたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に2億5,767万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を151億7,980万7,000円とするものでございます。

次に、議案第59号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入では、国庫支出金の増額補正を、歳出では、保険給付費の支出見込額の増額補正をいたします。その結果、歳入歳出予算の総額に120万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を29億2,120万円とするものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 それでは、議案第58号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第3号）」につきましてご説明いたします。

事項別明細書により、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の10、11ページをお開き願います。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費補助金、補正額220万円の増額は、2節児童福祉費補助金で、子ども・子育て支援事業費として、マイナンバー情報連携体制整備に伴う児童手当システム改修費の3分の2を、国からの補助金として見込むものです。

4目土木費補助金、補正額2,450万4,000円の減額は、1節道路橋梁費補助金で、社会資本整備総合交付金の内示により減額するものです。

5目教育費補助金、補正額1億6,596万4,000円の増額は、GIGAスクール構想によるICT環境整備の加速に伴うものですが、1節小学校費補助金で1億1,245万8,000円、内訳としましては、7校分の学校ネットワーク環境を整備する公立学校情報ネットワーク整備事業として5,922万3,000円を、児童の端末を整備する公立学校情報端末整備事業として5,323万5,000円を計上するものです。また、2節中学校費補助金で5,350万6,000円、内訳としましては、3校分の公立学校情報ネットワーク整備事業として2,538万1,000円を、生徒の端末を整備する公立学校情報端末整備事業として2,812万5,000円を計上するものです。

第15款県支出金、第2項県補助金、2目民生費補助金、補正額165万円の増額は、2節児童福祉費補助金で、子ども・子育て支援事業として幼児教育・保育の無償化に係る事務費補助分を見込み、計上するものです。

第17款、第1項寄附金、1目一般寄附金、補正額100万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策のため、寄附を受け入れたものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額434万5,000円の増額は、補正予算の財源不足分として繰入れするものです。

第20款諸収入、第4項3目雑入、補正額200万円の増額は、コミュニティ助成事業による石田地区自治会自主防災組織への防災資器材整備に係る助成金が、自治宝くじ助成金として採択されたことによる130万円の増額と、新型コロナウイルス感染症の影響で取りやめた中学生海外派遣事業で見込んでいた参加者負担金330万円を減額するものです。

第21款、第1項町債、3目土木債、補正額2,190万円の増額は、1節道路橋梁債で道路新設改良に係る費用について、社会資本整備総合交付金が減額となったことによる不足分を、借入れにより補うため増額するものです。

5目教育債、補正額8,910万円の増額は、1節中学校債で、学校教育施設等整備事業として、GIGAスクール構想に伴うICT環境整備費用に充てるため2,530万円の増額を、3節小学校

債6,380万円の増額は、中学校同様、学校教育施設等整備事業として、GIGAスクール構想に伴うICT環境整備費用に5,920万円と、北小学校、明治小学校の体育館トイレの洋式化に係る費用に充てるため460万円を増額するものです。

1点訂正させていただきます。最初に説明いたしました第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費補助金、補正額220万円の増額と申し上げましたが、22万円の増額に訂正させていただきます。失礼いたしました。

以上で歳入の説明を終了いたします。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 続きまして、歳出のご説明をさせていただきますが、事項別明細の説明に入ります前に、給与費明細書のご説明をさせていただきます。20ページをお開き願います。

なお、給与費関係の補正予算につきましては、ここでご説明をいたしますので、事項別明細書の中の給与費関係の説明は省略させていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは説明をいたします。20ページの補正予算給与費明細書、1、特別職の表になります。一番下の欄、比較をご覧になっていただきたいと思います。報酬の261万5,000円の減額は、消防団員の出勤に係る手当について、新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、火器点検や消防操法大会などを中止したことにより、また給料の145万7,000円の減額は、町長及び副町長、教育長の給料を、7月から3月までの9か月間、減額することによるものでございます。

続きまして、21ページをお開き願います。2、一般職、(1)総括の表になります。一番下の行、比較をご覧になっていただきたいと思います。報酬の32万2,000円の増額及び職員手当の4万6,000円の増額につきましては、地域おこし協力隊の報酬及び期末手当に関わるもので、国の地域おこし協力隊に係る制度が改正され、報酬などの上限額が変更されましたことから、本町においても、国に合わせた見直しを行うことにしたため、増額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、同じく補正予算、歳出の説明を行います。補正予算書12ページ、13ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、5目コミュニティ推進費、補正額52万7,000円の減額につきましては、5月に予定していました自治会長会議の中止に伴う、7節報償費及び10節需用費の食糧費の減額をするものでございます。

以上で総務費の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の18節負担金補助及び交付金の287万5,000円の減額補正につきましては、健康福祉まつりを中止することに伴うもので、上三川町社会福祉協議会に対する事業費の助成のうち、健康福祉まつりに係る経費分について減額するものでございます。

続きまして、同じく第3款、第1項の5目老人福祉費の85万2,000円の減額補正につきましては

は、敬老会及び高齢者・障がい者スポーツ大会を中止することに伴うもので、まず7節では、敬老会の協力者への謝礼と高齢者・障がい者スポーツ大会の競技の景品や一般記念品などに係る報償費を減額いたします。

10節につきましては、敬老会の会場設営のための消耗品や会場で配布するお茶や氷などの食糧費、また、高齢者・障がい者スポーツ大会では、競技用パンなどの消耗品費、プロパンガスの燃料費、会場で配布するお茶や氷などの食糧費を減額するものでございます。

11節役務費は、敬老会の会場に設置する紅白幕のクリーニング代を、12節につきましては、敬老会及び高齢者・障がい者スポーツ大会の駐車場の誘導などの警備に係る委託料を、おのおの減額するものでございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、敬老会の会場に設置するスタンドファンの借り上げに係る経費を減額するものでございます。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額33万円の増につきましては、12節委託料で、マイナンバー情報連携体制整備に伴う児童手当システムの改修経費を計上したものでございます。

続きまして、3目子ども・子育て支援費、補正額165万円の増につきましては、12節、委託料で、幼児教育・保育の無償化に関する業務マニュアル整備に要する経費を計上したものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の701万2,000円の増額補正につきましては、新型コロナウイルス対策としてサージカルマスク17万枚を購入するものでございます。

続きまして、第4款、第1項、3目健康増進事業費の12万5,000円の減額補正につきましては、健康福祉まつりの中止に伴うもので、10節需用費のうち、関係者の弁当代としての食糧費とチラシの作成に係る印刷製本費について減額するものでございます。

同じく第4款、第1項の6目がん・結核等対策費の40万7,000円の減額補正につきましては、健康福祉まつりでイベントとして実施する予定でございました骨密度測定等に係る12節委託料を減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 商工課長。

○商工課長【枝 博信君】 次のページ、14、15ページをお開き願います。

第7款、第1項商工費、2目商工振興費215万円の減額補正でございます。18節負担金補助及び交付金、内訳でございますが、補助金で、かみのかわ町おこし夏祭り事業で、事業中止により事業費補助金の315万円の減額を、また、テークアウト導入支援助成金としまして、今回の新型コロナウイルス感染症のですね、新たな経済対策としまして、町内のですね、飲食店等の方がですね、新たな事業への対応のため、テークアウト事業への参入をするに当たりましてですね、必要となる費用の2分の1以



内、上限としまして5万円を助成するため、100万円の増額補正をお願いするものであります。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 続きまして、第8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、7節報償費、第10節需用費、11節役務費の23万3,000円につきましては、新型コロナウイルスの影響により、鬼怒川クリーン作戦の1つとして、7月に予定しておりましたマスのつかみ取り大会を中止にすることにより、減額補正するものでございます。

続きまして、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費につきましては、新産業団地のアクセス道路とし整備中の町道3の123号線の整備事業費について、交付決定により財源内訳を変更したことによるものでございます。

続きまして、3項河川費、1目河川総務費、12節委託料の535万6,000円につきましては、昨年10月に発生しました台風19号を踏まえまして、田川の内水被害軽減対策を検討するため、業務委託に係る経費を補正するものでございます。

続きまして、第4項都市計画費、2目公園管理費、10節需用費、11節役務費、12節委託料の、合わせまして688万1,000円につきましては、新型コロナウイルスの感染の影響により、富士山公園のプールを中止にすることにより減額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 続きまして、第9款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費の補正額337万4,000円の減額でございますが、7節報償費37万1,000円の減額、10節需用費の38万8,000円の減額は、いずれも新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、町消防操法大会を中止し、また、栃木県消防操法大会が中止されたことに伴い減額するものでございます。

続きまして、3目消防施設費、補正額59万4,000円の減額でございますが、これは17節備品購入費の減額によるもので、栃木県消防操法大会が中止になりましたことから、同大会で使用するために購入を予定しておりました消防ホースに係る予算について減額するものでございます。

続きまして、5目災害対策費、補正額425万6,000円の増額でございますが、10節需用費の71万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症への対応として、避難所にマスクなどの衛生用品や懐中電灯などの資器材を備えるための経費を、また、17節備品購入費の224万4,000円の増額は、同じく新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、避難所にプライベートルームや非接触型体温計を備えるべく、必要となる経費を増額するものでございます。また、18節負担金補助及び交付金の130万円の増額につきましては、石田地区自治会自主防災連合会による防災資器材の整備に対する取り組みを、宝くじの社会貢献広報事業の一環として行われております助成事業を活用して支援すべく、増額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 それでは、続きまして、16、17ページをお開き願います。第10

款教育費、第1項教育総務費、3目教育研究所費2億6,255万5,000円の増額補正の内訳につきましては、新型コロナウイルスの世界的感染拡大に伴いまして、中学生海外派遣事業を中止したことによる減額と、国が進めておりますGIGAスクール構想事業に係る事業費といたしまして、児童・生徒1人1台情報端末整備事業、児童・生徒数の3分の2の端末台数1,808台の導入事業と、各小・中学校のネットワーク環境を整備する事業を加速化し、学校の臨時休業等の緊急時にも学びの保障ができる環境の実現や新しい生活様式等への対応も含めて、令和2年度内に実施するための経費を計上するものでございます。

まず、7節報償費10万円につきましては、海外派遣事業、訪問先への記念品代として計上しましたが、中止による減額、10節需用費、消耗品費の598万9,000円につきましては、端末整備事業でLTE型端末500台分のケース、キーボードなどの消耗品費として600万円を増額、海外派遣事業の記録用の消耗品費として1万1,000円の減額によるものでございます。その下、食糧費4,000円につきましては、海外派遣事業の帰国報告会のお茶代として計上しておりましたが、中止により減額するものです。

次に、11節役務費の247万5,000円につきましては、端末整備事業のLTE型端末500台分の導入後の通信料3か月分を見込みまして、計上いたしました。

次に、12節委託料1億6,953万5,000円につきましては、端末整備事業でWi-Fi型端末1,303台分の初期設定、事務機器保守委託料で863万3,000円、小・中学校内のネットワーク環境整備事業の委託料として、1校1,692万1,000円を見込み、10校分を増額補正、中学校海外派遣の委託費用の830万8,000円を減額するものです。

次に、13節使用料及び賃借料330万円につきましては、端末整備事業のLTE型端末500台分の学習支援ソフト使用料として増額、17節備品購入費につきましては8,136万円の増額、こちらにつきましては、端末整備事業でWi-Fi型端末1,308台分とLTE型端末500台分の購入費用を増額補正するものです。

次に、第2項小学校費、1目学校管理費、補正額470万8,000円につきましては、明治小学校、北小学校の体育館トイレの洋式化に伴う費用で、12節委託料70万4,000円につきましては、工事設計の業務委託2校分、14節工事請負費400万4,000円につきましては、トイレの洋式化に伴う工事費用2校分を増額補正するものです。こちらは、昨年発生しました台風19号の災害対応の検証結果において要望が多く寄せられましたので、早急に改修対応するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 続きまして、第4項社会教育費についてご説明いたします。2目公民館費82万3,000円の減額補正につきましては、毎年1回、有名講師を迎えて開催する文化講演会及び公民館フェスティバルを中止したことにより、7節報償費の講演謝礼、10節の消耗品代、12節の移動動物園の委託料を減額するものでございます。

次に、5目文化振興費228万4,000円の減額補正は、小学校の児童を対象に実施を予定しておりました移動音楽教室及び演劇のらくりん座公演、また、毎年10月開催の町文化祭を中止することに

よるもので、12節のらくりん座公演委託料、13節の公演等開催時に児童が学校間を移動するときのバス借上料、18節の移動音楽教室の実施負担金、同じく18節の文化祭運営委員会補助金などを減額するものでございます。

次に、第5項保健体育費、1目、保健体育総務費の439万4,000円の減額補正につきましては、しらさぎマラソン大会、しらさぎ駅伝競走大会の中止により、18節の実行委員会補助金を減額補正するものでございます。2目体育振興費212万4,000円の減額は、町民スポーツレクリエーション祭を中止にすることによるもので、次のページになりますが、減額の主なものは、10節需用費の役員弁当代やポスター印刷代、12節の交通誘導員委託料、13節の会場設営に係る物品の借上料でございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 4目給食センター費、補正額73万6,000円につきましては、12節委託料で、給食センター調理業務委託に係る給食配膳業務において、当初予算見込むことができなかったクラス増に伴い、北小学校給食配膳員の不足が生じたため、業務従事日数170日分を見込み、増額補正するものです。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 ページを戻っていただきまして、6ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。歳入でご説明いたしました道路新設改良事業及び学校教育施設等整備事業におきまして、表のとおり、それぞれ補正後の限度額に変更するものでございます。

以上で、令和2年度上三川町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、議案第59号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。2の歳入からご説明いたします。第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目財政調整交付金、2節特別調整交付金120万円の増額は、新型コロナウイルス感染等により支給される傷病手当金に係る国からの財政支援分を計上するものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出についてご説明いたします。第2款保険給付費、第6項傷病手当諸費、1目傷病手当金、18節負担金補助及び交付金120万円の増額は、新型コロナウイルス感染等により支給される傷病手当金、1人当たり20万円として6人分を見込んだものでございます。

以上で議案第59号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 17ページの教育研究所費なんですけど、これは国の第1次補正予算でIGAスクール構想、これ、国が3分の2ですよ、補助金。各自治体で端末機器、これを発注してるわけです、今。機器がいつ入るか分からないって言われてるんですよ。各自治体でもう発注してますから。教育総務課長、これはうちのほうでは、いつ頃納入予定なんですか。予算組んでありますけど。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 それでは、ご質疑にお答えします。

一応、年度内に納入を予定してございます。

○議長【石崎幸寛君】 津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 今年度予算ですから、年度内というのはわかりますけど、何かネットなんかで調べると、年内はなかなか難しい、輸入もほとんど止まってるし、そういう状態みたいなんですけど、大丈夫なんですか。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 ただいまのご質問にお答えします。

確実に納入されるっていうことは確約はできないかと思うんですが、今の段階では、年度内の納入を目指しております。

○11番【津野田重一君】 結構です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございますか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず第1点目は、資料の10ページ、歳入、17款寄附金ということで、100万円がコロナに対して対策として寄附されるということでございますが、どこからの寄附なのか、お聞かせ願いたいと思います。

第2点目なんですけどもが、補正予算書の14、15ページ、第7款商工費、この中でかみのかわ町おこし夏祭りが取りやめになって315万円ということで、テークアウトのほうで100万円ということですが、この間、商工会っていうか、実行委員会のほうから、花火大会が中止になりましたよ、夕顔サマーフェスティバルが中止になりましたよと。それと、ひまわり祭りですか、これも中止になりましたよということで、3つの夏のイベントが中止になったということですが、夏祭りの予算書は315万円減額なんですけどもが、夕顔サマーフェスティバルとひまわり祭りの予算は、このまま商工会に流すということで、減額しないということでよろしいんですか。その2点ほどお伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 歳入のほうで、一般寄附金100万円の見込んでいるものについてお答えいたします。こちらにつきましては、建設業組合のほうから寄附をいただくということでございます。町の建設業組合のほうからいただく予定のものでございます。

○議長【石崎幸寛君】 商工課長。

○商工課長【枝 博信君】 今回のですね、町おこし夏祭りですね、こちらにつきましては、当初といいますか、前回のですね、臨時会のほうで、他のものにつきましては減額補正をしたと記憶してございます。今回、志鳥議員のご質問ですが、夕顔サマーフェスティバル、それとサンフラワー祭り、それと

今回の町おこし夏祭りにつきましては、中止ということで、実行委員会のほうではですね、町民の方にも向けて、周知のほうは観光協会を通しまして行っているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございますか。7番、海老原友子。

○7番【海老原友子君】 15ページの災害対策費なんですけれども、需用費と備品購入費ですね、このところから、コロナ対策で避難所に置くマスクとか懐中電灯とかってということで、各避難所にどのくらいの予定で置くのかと、それから、もう1つ、プライベートルームや非接触体温計も、プライベートルームというのはどのようなことを考えているのか、伺いたいです。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 10節需用費の71万2,000円でございますが、マスクを1万枚購入をする予定でございます。これを、自然災害で開ける避難中に、これまでの避難状況等を踏まえて配置したいと考えてございます。また、懐中電灯等につきましては、コロナを踏まえて避難所が増えることとなりますので、主には増えた部分の器材について購入を予定しているところでございます。また、17節備品購入費のプライベートルームでございますが、これについては、テント型のプライベートルームを予定しているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 これは、プライベートルームっていうのは、発熱した人とか、そういう人に対応してのプライベートルームでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 今回、新型コロナウイルス感染症が問題になってございますので、発熱と感染が心配される方については、隔離して避難していただくということで、プライベートルームを考えたところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 そのテント型のプライベートルームは、どのくらい、何基というか、何個と、を予定してますか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 プライベートルームにつきましては、ある程度スペースも取るということがございますので、各小学校の体育館に配置することを考えてございまして、5か所の体育館に4個ずつ配置するための経費を計上したところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございますか。企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 1点訂正させていただきます。先ほどの寄附金の件でございますが、既に受け入れたものを計上したものでございます。訂正させていただきます。

○議長【石崎幸寛君】 質問ございますか。3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 17ページの教育研究所費の、先ほどタブレットのことで、タブレットのほうは年度内についてということだったんですけど、ネットワークの整備はいつごろを予定しているのかっていうことと、今回全部でLTE型が500台、それからWi-Fi型が1,308台ということで、1,808台整備するということなんですけど、既存のものと合わせて、これで各生徒1人1台に行き渡るようになるのかっていうのをお聞かせください。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

小・中学校の校内LAN整備につきましても、年度内の整備完了を目指しております。それと、端末のものです。1,808台と、既に489台が導入されておりますので、令和元年5月1日現在の児童・生徒数が基準の生徒数ということで台数を計上しておりますので、2,712台が1人1台端末分の台数になります。今回は3分の2ということで1,808台、既に学校のICT環境整備に係る地方財政措置のほうで2018年度から整備を進めてまいりました分が489台入ってございますので、そちらを差し引きまして415台、あと整備することになります。そちらについては2021年の整備を目指しております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私は、この予算書の執行に対し、反対したいと思います。

町長及び執行部は、昨年の台風の甚大なる被害を受けた後も、至らなかったところの検証は済んでいるのでしょうか。私には検証が済んでいるようには思われません。また、今回コロナの問題で、対策本部長の肩書を持ちながら、町長の専決でできるであろうということが、1つもされておられません。台風処理では、ほこりまみれになり、マスクが必要だということは痛切に感じたはずです。また、コロナでもマスクが大変重要で、高い値段で一般の人たちは購入しておりました。マスクすら、我が町には備蓄がありません。どうしてその備蓄もないものが、危機管理ができるのでしょうか。皆様の声に耳を傾けながら、全力をもってコロナ対策に、課題に対応していくというような立派なことを申し上げているようですが、どこで対応して、結果が出ているか、町民は誰も知りません。ましては、体温計はない、消毒液はない、町に寄附してくださった方の寄附で何とか体面を保っているのが現状です。

町長は、専決処分、今、30億も40億も金はあるはず。なぜ購入して町民の安全を守らないのか。これは執行部がだらしないのか、町長のリーダーシップがないのか。2つしか物事はありません。副町長、\*\*\*\*\*、真剣に聞いてください。事務方のトップなんだから。下野新聞に掲載された町長のインタビュー記事で、コロナ真っ最中に、一人もいないからって、本部長である町長がほほ笑んでるよということ、私の事務所に言ってきた方がいました。これは町民から見ると、議員がだらしないからこういうことが起きるんじゃないのかというふうに言われました。そんなことも私たちに言われるんだなというふうには思ってます。また町民や企業から、マスク、防護服など、

寄附を受けて体面を保っていますが、何とか体温計は、今、何個あるんでしょうか。皆さんにお分かりますか。各1校に1個だそうです。これはアフリカの病院と同じだそうです。アフリカですよ。靴もないところでも1個ずつあるんですよ。災害対策本部長らしくね、専決でやることはスピードをもって実行すべきです。それで、このイベントでね、搬出したお金が一体どこに使われるか。明確にその使い道すら載ってない。イベントをやったもの、議員が報酬を出したもの、町長の給料を減額したもの、それを何と何と何に使うんだって、町民に言うべきじゃないですか。私は、災害対策本部長は、専決ができることをやってください。その上でこの一般会計補正予算があると言うべきだと私は思っています。そもそもできない現実です。そのような状況にある中、この補正予算を執行することに反対をします。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他に討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次採決いたします。

議案第58号「令和2年度上三川町一般会計補正予算(第3号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 先ほどのですね、議案第54号で、志鳥議員からですね、ご質問されました、支給額ということで聞かれたところを、私のほうで少し勘違いしてしまいまして、予算額のほうを答えてしまいました。支給額ということでは、直近の連続した3か月、この給与収入の合計、これを就労日数で割ったもの、これに対して3分の2を掛ける。これが1日当たりの支給額となります。これに対して、また支給対象となる日数を掛けたものが、支給額全体の支給額というふうになります。

以上です。

---

○議長【石崎幸寛君】 本日はこれで散会いたします。

なお、明日9日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後0時02分散会